平成２２年（フ）第１７号
札幌市清田区里塚緑ケ丘１丁目11番22号
債務者　山口　　睦（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７１号
札幌市清田区里塚２条３丁目１番27―708号
債務者　千葉美貴子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７２号
北海道江別市弥生町11番地の34　ウエストウッドＢ・303
債務者　金山　直也
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８４号
北海道滝川市滝の川町東２丁目16番３―2029号　滝の川団地
債務者　岸本　恒徳
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第５号
北海道滝川市新町３丁目12番７―108号　空知ハイツ
債務者　山下　君恵
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第６号
北海道砂川市西２条北４丁目１番19号
債務者　坂田　憲彦
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１号
北海道紋別市緑町２丁目２番１号
債務者　小島真理子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２１年（フ）第１２７号
北海道北見市留辺蘂町旭西176番地１
債務者　佐藤　照夫
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第１２８号
北海道北見市留辺蘂町旭公園91番地216　公園団地28号棟１号、住民票上の住所北海道北見市留辺蘂町旭公園91番地216
債務者　木村　友子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第１３０号
北海道北見市南仲町２丁目１番15号
債務者　徳井　純子（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第１３１号
北海道北見市川東29番地53
債務者　湊川　芳江
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第２号
青森県三沢市日の出１丁目94番地1229号　サンハウス希望２号室
債務者　林　真紀子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第７９０号
盛岡市三本柳10地割55番地２　コーポラスアイゼン22号、申立時の住所盛岡市永井22地割41番地８
債務者　兼平　久子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１８号
岩手県二戸市石切所字穴牛６番地４
債務者　荒木田靖明
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２０号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第８地割209番地
債務者　佐藤　信子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６０２号
群馬県伊勢崎市西野町156番地３
債務者　金子　芳幸
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６６０号
群馬県前橋市三河町１丁目16番26号
債務者　町田　幸喜
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６８０号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字袋倉859番地の２
債務者　熊川　重義
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
前橋地方裁判所